



▼感想
ごみ(資源物)を出す私たちから、収集する人、資源を選別する人、再資源化する人、再資源化したものを商品化する人へ、リレーされていることを改めて考えるきっかけとなりました。

リサイクルへの第一歩
市役所に来庁した人、子育てイベントに参加した人にご協力いただき、「知っているようで知らない紙」にチャレンジしていただきました。

引き続き、「混ざればごみ、分ければ資源」を合言葉で、ご協力をお願いします。
ご協力、ありがとうございました。



▼感想
普段生活している中で、何気なく集積所に出していましたが、第一分別者である私たちが、「しっかりと分別すること」が大切なんだと改めて気づくことができました。

知っているようで 知らなかった リサイクルできない紙類



このイラストの中に、再び紙にリサイクルできる4品と、リサイクルできない4品(禁忌品)があります。ぜひ、ご家庭で考えてみてください。
※一般的な例ですので、ご不明な点は環境課にお問い合わせください。

第一分別者であるみなさんの目利きが必要です

問合せ 環境課 ☎ (48)0331 ・ FAX (48)2226

ご家庭から排出された紙類は、収集後、選別工程を経て、再生紙として利用されています。しかし、紙類のすべてが再生紙としてリサイクルできるわけではなく、リサイクルできない紙類もあります。これらのリサイクルできない紙類を、『禁忌品』と呼んでいます。『禁忌品』が資源物の紙類に混入すると、リサイクル工程において、再生紙の品質低下や機械の故障の原因につながります。そのため、『禁忌品』は、燃やせるごみで出してください。



リサイクルできない紙類・禁忌品(例)

- ▼臭いのついた紙類
なぜリサイクルできないの？
再生時に臭いが除去できないためです。
- ▼どのようなもの？
石鹸や洗剤、線香、タバコ包装箱などです。
- ▼食品を直接包装した紙
なぜリサイクルできないの？
食品の油汚れが付着しているためです。
- ▼どのようなもの？
ピザやドーナツの箱、中華まんの底紙などです。
- ▼防水加工された紙
なぜリサイクルできないの？
古紙処理工程で離解できず、製紙原料とならないからです。
- ▼どのようなもの？
紙コップや紙皿、ヨーグルトやカップ麺の容器などです。
- ▼圧着はがき
なぜリサイクルできないの？
粘着物が付着しているためです。
- ▼どのようなもの？
公共料金の請求書などです。
- ▼カーボン紙・ノーカーボン紙
なぜリサイクルできないの？
特殊加工されているためです。
- ▼どのようなもの？
宅配便の複写伝票などです。
- ▼その他の禁忌品
・レシートや写真
・アルミ付き紙パック
・ペットフードの紙袋、カバンや靴の詰物(緩衝材)など
・窓付きの封筒(窓部分を取り除けば資源になります)
- 紙製容器包装識別マークが表示されていても、必ずしもリサイクル可能とは限りませんので、分別の際はご注意ください。



排出の際の注意

- ・ひも以外でまとめないでください。
- ・雨や雪の日も収集は行っていますが、水に濡れるとリサイクルできなくなってしまうので、雨や雪の日の排出はできるだけ避け、次回の収集日に出してくださいよう、ご協力をお願いします。

答は、④⑤⑦⑧。